

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：磯部工業株式会社  
(法人番号2190001006439)  
業者の住所：三重県伊勢市小俣町新村331
- 2 指名停止措置期間：令和4年3月16日から  
令和4年4月15日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域  
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 磯部工業株式会社は、下請負人との請負契約において変更契約書を適切に作成しなかったのは、建設業法第19条第2項に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和4年2月8日、三重県知事から監督処分（指示処分）を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

### 指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から <u>1月以上9月以内</u>